

臨時校園長会

令和2年3月12日(木) 9:00～
丹波篠山市役所第2庁舎3階(2-301, 302会議室)

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 説明事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う臨時休業措置について
- (2) 令和2年度全国学力・学習状況調査及び丹波篠山市学力・生活習慣状況調査について(大野)
- (3) 共通様式による「個別の指導計画」の作成について(阪下)

4 報告・連絡事項

- (1) 年度末人事異動に伴う校務用PCの取り扱いについて(酒井)
- (2) 「問題データベース」「プリントひろば」「タブレットドリル」の活用について(大野)
- (3) その他

5 閉 会

今後の予定 3月臨時 令和2年3月23日(月) 14:00～
丹波篠山市役所本庁舎4階(401, 402会議室)

4月定例 令和2年4月15日(水) 10:00～
丹波篠山市民センター2階(催事場1, 2)

第3回新型コロナウイルス感染症対策警戒本部会議

日時 令和2年3月11日(水)

場所 本庁舎3階応接室

1 開 会

2 市長挨拶

3 状況報告

- ・国内、県内の感染者の発生状況

【国内】3/10現在 568名

(感染者 567名 (患者 503名、無症状 64名) 空港検疫 1名)

【県内】3/11現在 26名

(神戸 6、西宮 4、姫路 6、尼崎 2、伊丹 4、三田 1 川西 1、丹波 1、福崎町 1)

- ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 「新型コロナウイルス感染症対策の見解」
について 資料1

- ・イベントの開催に関する国民へのメッセージ (3/10 安倍総理)

資料2

4 市内小中特別支援学校の臨時休校措置の延長について

5 当面の間(概ね3月中)のイベント等の開催について

6 その他

7 閉 会

2020年3月9日

この専門家会議は、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の下、新型コロナウイルス感染症の対策について医学的な見地から助言等を行うために設置されました（令和2年2月14日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）。この見解は、新型コロナウイルス厚生労働省対策本部クラスター対策班が分析した内容に基づき、専門家会議において検討した結果をまとめた見解です。

現在までに明らかになってきた情報をもとに、我々がどのように現状を分析し、どのような内容について政府に助言をしているかについて、市民に直接お伝えすることが専門家としての責務だと考え、この見解をとりまとめています。この内容はあくまでも現時点の見解であり、随時、変更される可能性があります。

1. 感染拡大の防止に向けた日本の基本戦略

専門家会議では、日本で新型コロナウイルスに対応するための基本的な考え方を、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大の効果を最大限にするという方針とし、政府に助言をしてきました。その具体的な戦略は「クラスター（集団）の早期発見・早期対応」、「患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保」、「市民の行動変容」という3本柱であると考えています。この戦略は世界保健機関（WHO）の推奨する戦略とも一致しており、既にシンガポールや香港などで実施されているのと同様の戦略です。

一方、日本よりも急速に感染が拡大してしまった国では、日本のような戦略のみでは感染拡大を抑えることができず、人々の行動を大幅に制限する戦略を取らざるを得ない状況になっています。

日本では、医療機関が高い医療水準を誇っており、地方公共団体や保健所の高度な調査力があります。今後の感染拡大に備えて、これらの機関の体制を強化し、広域での連携や情報共有をすることは不可欠です。

そして、日本には、市民のみなさまの強い協力意識があります。この戦略を確実に実行するためには、市民のみなさま一人一人が二次感染を防ぐための行動にご協力いただくことも欠かせません。

我々が提案する基本戦略は、これらがそろって、はじめて実現できる戦略ですが、後述するように、日本の状況はこの戦略により感染拡大のスピードを抑えられる可能性もあります。そのため、専門家会議としては、当面の間、この戦略を強化すべきであると考えています。

2. 現在の国内の感染状況

現時点において、感染者の数は増加傾向にあります。また、一定条件を満たす場所において、一人の感染者が複数人に感染させた事例が、全国各地で相次いで報告されています。

しかし、全体で見れば、これまでに国内で感染が確認された方のうち重症・軽症に関わらず約80%の方は、他の人に感染させていません。また、実効再生産数（感染症の流行が進行中の集団のある時点における、1人の感染者から二次感染させた平均の数）は日によって変動はあるものの概ね1程度で推移しています。感染者や濃厚接触者の方々、地方公共団体や保健所の皆様、厚生労働省対策本部クラスター対策班の連携と多大な努力が実り、現時点までは、クラスター（集団）の発生を比較的早期に発見できている事例も出てきています。これは、急激なペースで感染者が増加している諸外国と比べて、感染者数の増加のスピードを抑えることにつながっています。

2月24日に公表した専門家会議の見解において、我々は、「これから1-2週間で急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際となります」と述べましたが、以上の状況を踏まえると、本日時点での日本の状況は、爆発的な感染拡大には進んでおらず、一定程度、持ちこたえているのではないかと考えます。

しかしながら、感染者数は、一時的な増減こそあれ、当面、増加傾向が続くと予想されます。また、後述するように、感染の状況を把握するためには、約2週間程度のタイムラグを生じ、すべての感染状況が見えているわけではないので、依然として警戒を緩めることはできません。専門家会議としては、現在、北海道で行われている対策の十分な分析が完了し、さらに他の地域の状況の確認などをしたうえで、全国で行われている対策も含め、我々の考えを政府にお伝えしたいと考えています。

3. 重症化する患者さんについて

中国からの2020年2月20日時点での報告では、感染が確認された症状のある人の約80%が軽症、13.8%が重症、6.1%が重篤となっています。また、広東省からの2020年2月20日時点の報告では、重症者125名のうち、軽快し退院したものが26.4%、状態が回復しつつある者が46.4%となっています。

日本国内では、2020年3月6日までに、感染が確認された症状のある人366例のうち、55例(15%)は既に軽快し退院しています。重症化する患者さんも、最初は普通の風邪症状（微熱、咽頭痛、咳など）から始まっており、その段階では重症化するかどうかの区別をつけるのは、依然として難しい状況です。

日本では、死亡者数は大きく増えていません。このことは、限られた医療資源のなかであっても、日本の医師が重症化しそうな患者さんの多くを検出し、適切な治療をできているという、医療の質の高さを示唆していると考えられます。今後も死亡者数の増加を抑えるために、日本の医療提供体制を強化する必要があります。

重症化する患者さんは、普通の風邪症状が出てから約5～7日程度で、症状が急激に悪化し、肺炎に至っています。重症化する患者さんの場合は、入院期間が約3～4週間に及ぶことが多いです。

また重篤の方の場合は、人工呼吸器による治療だけでなく、人工心肺を用いた集中治療が必要になることがあります。

4. 北海道における、「人と人との接触を可能な限り控える」対策について

北海道では、急速な感染拡大を収束に向かわせることを目的として、2020年2月28日に「新型コロナウイルス緊急事態宣言」が知事より示されました。道民のみなさまには、基本戦略への対応に加えて、現在、「人と人との接触を可能な限り控えること」にも多大なご協力をいただいています。

こうした対策の効果を検討するための最初のデータが得られるまでには、まだ時間を要します。この感染症の感染から発病に要する潜伏期間の平均値は約5日間であり、発病から報告までに要する平均時間は約8日間であることが知られており、我々が今日見ているデータは、その約2週間前の新規感染の状況を捉えたものであるというタイムラグがあるためです。そのため、北海道での対策については、北海道での緊急事態宣言から少なくとも約2週間後からでなければその効果を推定することが困難です。その後、複数の科学的な指標（感染者数の変化、実効再生産数、感染源（リンク）が明確な患者数）を用いて、約1週間程度かけて、この対策の効果を判断し、3月19日頃を目途に公表する予定です。

5. 今後の長期的な見通しについて

国内での急速な感染拡大を抑制できたとしても、世界的な流行を完全に封じ込めることはできません。

先週まで報告が少なかった諸外国において、患者数が急増しています。これまで渡航の制限がなかった諸外国や国内の人々との間の往来や交流が既に積み重ねられています。しかし、全ての感染源（リンク）が追えているわけではないので、感染の拡大が、既に日本各地で起きている可能性もあります。よって、今回、国内での流行をいったん抑制できたとしても、しばらくは、いつ再流行してもおかしくない状況が続くと見込まれます。また、世界的な流行が進展していることから、国外から感染が持ち込まれる事例も、今後、繰り返されるものと予想されます。

新型コロナウイルス感染症は、人々が気づかないうちに感染し、感染拡大に重大な役割を果たすという特徴があるため、クラスター（集団）を早期に発見し、早期に対応できる体制の確立が不可欠だと考えています。

今後、急速な感染拡大が予想される地域では、その地域ごとに「人と人との接触を可能な限り控える」対策を進め、収束に向かえば、比較的、感染拡大のリスクの低い活動から解除するなど、社会・経済活動の維持と感染拡大防止のバランスを取り続けるような対策を繰り返すことが、長期にわたって続く予想されます。

WHOは、今回の新型コロナウイルス感染症の地域ごとの対策を考えるために、3つの異なるシナリ

オ (3Cs) を考えるべきとしています。つまり、それぞれの地域を 1) 感染者が他地域からの感染者に限定されている地域 (Cases)、2) クラスタを形成している地域 (Cluster)、3) 地域内に広範に感染者が発生している地域 (Community Transmission)、の 3 つに分類して対応を考えることが必要だとしています。また、WHO からそれぞれの地域の詳しい定義は提示されていませんが、厚生労働省のクラスター対策班でこれらの地域ごとの流行状況を決める指標とそれぞれのシナリオに応じた対策についての指針を作成しています。

専門家会議としては、この指針と北海道での対策の効果をもとに、全国各地での対応を検討し、報告する予定です。また、クラスター (集団) の早期発見・早期対応が長期的にわたって持続できる体制の整備が急務だと考えています。保健所については、労務負担を軽減すべく、帰国者接触者相談センターの機能について保健所以外の担い手を求めるなど、早急に人的財政的支援策を講じるべきだと考えます。また、地方公共団体や保健所の広域での連携及び情報共有が必要です。医療提供体制については、さらなる感染拡大に備え、対応にあたる一般医療機関や診療所を選定し、その体制を強化していく支援をすべきだと考えます。

6. みなさまにお願いしたいこと

これまでに明らかになったデータから、集団感染しやすい場所や場面を避けるという行動によって、急速な感染拡大を防げる可能性が、より確実な知見となってきました。これまで集団感染が確認された場に共通するのは、①換気の悪い密閉空間であった、②多くの人が密集していた、③近距離 (互いに手を伸ばしたら届く距離) での会話や発声が行われたという 3 つの条件が同時に重なった場です。こうした場ではより多くの人が感染していたと考えられます。そのため、市民のみなさまは、これらの 3 つの条件ができるだけ同時に揃う場所や場面を予測し、避ける行動をとってください。

ただし、こうした行動によって、どの程度の感染拡大リスクが減少するかについては、今のところ十分な科学的根拠はありませんが、換気のよくない場所や人が密集する場所は、感染を拡大させていることから、明確な基準に関する科学的根拠が得られる前であっても、事前の警戒として対策をとっていただきたいと考えています。

専門家会議としては、すべての市民のみなさまに、この感染症との闘いに参加して頂きたいと考えています。少しでも感染拡大のリスクを下げられるよう、別添の「新型コロナウイルス感染症のクラスター (集団) 発生リスクが高い日常生活における場面についての考え方」を参考にいただき、様々な場所や場面に応じた対策を考え、実践していただきたいと考えています。どうかご協力をお願いいたします。

事業者の方へのお願い

事業者の皆様におかれましては、既に感染拡大のリスクを防ぐために様々な対策をとっておられることと思いますが、別添の「新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）発生のリスクが高い日常生活における場面についての考え方」を参考にしてください。そして、どのような対策を取っておられるかをぜひ積極的に市民に情報共有してください。そのことが市民にとって、施設や各種サービス等の利用しやすさの判断につながると考えています。どうかご協力をお願いいたします。

【感染拡大のリスクを防ぐための参考となるウェブサイト】

首相官邸「新型コロナウイルスお役立ち情報」

https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_info.html

厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.ht](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html)

ml

以上

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）発生のリスクが高い

日常生活における場面についての考え方」

新型コロナウイルスに対する地域での対策として、クラスター（集団）の発生を防止することが重要です。感染していると知らずに多くの人々と接触することで、感染を拡大してしまう可能性があります。そのため、感染拡大の機会を減らすために、多くの人々が接触するような機会をできるだけ作らないようにする必要があります。

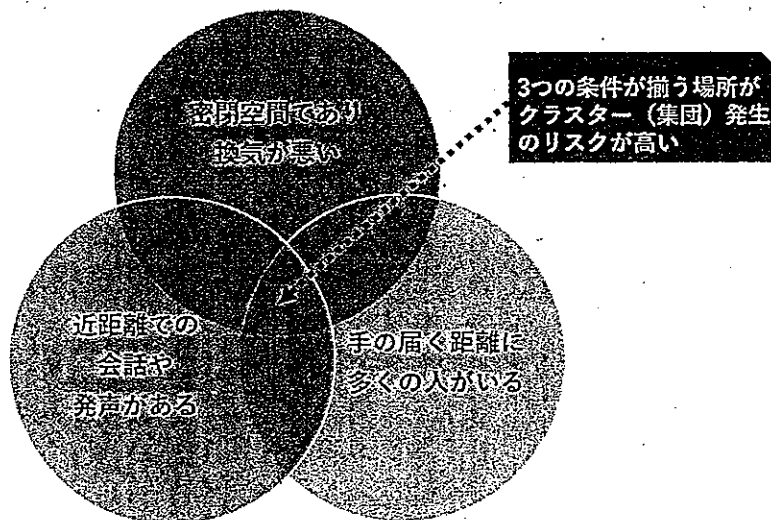
クラスター（集団）の発生のリスクの高い場面では、一人の感染者が多くの感染者を生み出し、それが大きなクラスター（集団）の発生につながる場合があります。海外では多くの人々が集まる行事に伴い大規模なクラスター（集団）の発生が報告されています。

この文章は、新型コロナウイルス厚生労働省対策本部クラスター対策班が分析した内容に基づき、専門家会議がクラスター（集団）の発生の防止に向けて、広く情報を共有することを目的としています。なお、これまでの知見、エビデンスは限られており、感染経路については不明な点も多く、適宜、変更される可能性があります。

これまでクラスター（集団）の発生が確認された場面とその条件

これまで感染が確認された場に共通するのは、①換気の悪い密閉空間、②人が密集していた、③近距離での会話や発声が行われたという3つの条件が同時に重なった場です。こうした場ではより多くの人々が感染していたと考えられます。

これら3つの条件がすべて重ならないまでも1つないし2つの条件があれば、なにかのきっかけに3つの条件が揃うことがあります。例えば、満員電車では、①と②がありますが③はあまりなされません。しかし、場合によっては③が重なることがあります。また、一連の活動のなかで多くの時間は3つ条件が揃わなくても、あるときにはそうした機会があることがあります。例えば通常の野外スポーツをしている際には3つの条件は揃いませんが、着替えやミーティングにおいては①から③の条件が重なることがあります。そのため、3つの条件ができるだけ同時に重ならないようにすることが対策となります。



また、上記の条件の他に、共用の物品を使用していたという場面もあります。こうした状況では接触感染がおこる場合があります。

これまで、換気の悪い閉鎖空間で人が近距離で会話や発語を続ける環境、例えば、屋形船、スポーツジム、ライブハウス、展示商談会、懇親会等での発生が疑われるクラスターの発生が報告されています。

なお、不特定多数が参加するイベントは、感染拡大のリスクが高いだけでなく、クラスターが発生したときに感染源の特定、接触者調査が困難となり、クラスターの連鎖につながるリスクが増します。イベントの特徴に応じて可能な場合には、主催者があらかじめ参加者を把握できているほうが感染拡大のリスクを下げるすることができます。

クラスター（集団）の発生のリスクを下げるための3つの原則

1. 換気を励行する：窓のある環境では、可能であれば2方向の窓を同時に開け、換気を励行します。ただ、どの程度の換気が十分であるかの確立したエビデンスはまだ十分にありません。
2. 人の密度を下げる：人が多く集まる場合には、会場の広さを確保し、お互いの距離を1-2メートル程度あけるなどして、人の密度を減らす。
3. 近距離での会話や発声、高唱を避ける：周囲の人が近距離で発声するような場を避けてください。やむを得ず近距離での会話が必要な場合には、自分から飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを装着するかします。

これらに加えて、こまめな手指衛生と咳エチケットの徹底、共用品を使わないことや使う場合の十分な消毒は、感染予防の観点から強く推奨されます。

以上

1 市立学校園の臨時休園・休校について

- (1) 幼稚園・こども園（4・5歳児）・・・令和2年3月19日（木）まで延長（3月20日から春季休業）
- (2) 小学校・中学校・特別支援学校・・・令和2年3月24日（火）まで延長（3月25日から春季休業）
- (3) 延長の理由：三田市、丹波市で新型コロナウイルス感染者が発生しているため

2 市立幼稚園

- (1) 令和2年3月19日（木）に卒園式と修了式を開催

3 市立認定こども園

- (1) 令和2年3月19日（木）に卒園式と修了式を開催

4 市立小学校

- (1) 卒業式
当初の予定どおり、令和2年3月23日（月）とし、感染予防を徹底のうえ、卒業生にしぼった参加や時間短縮などの工夫を行う。
- (2) 登校日
学校長が学校規模に応じて、登校日（午前中のみで給食なし）を令和2年3月23日（月）・24日（火）に設定する。

5 市立中学校

- (1) 卒業式
感染予防を徹底のうえ、卒業生のみの参加や時間短縮などの工夫を行い、令和2年3月10日（火）に開催済み。
- (2) 登校日
学校長が学校規模に応じて、登校日（午前中のみで給食なし）を令和2年3月23日（月）・24日（火）に設定する。

6 市立特別支援学校

- (1) 卒業式（幼・小・中学部）
令和2年3月24日（火）とし、感染予防を徹底のうえ、時間短縮などの工夫を行う。
- (2) 登校日
学校長において調整



(公 印 省 略)
丹篠教学第2490号
令和2年 3月12日

各学校園長様

丹波篠山市教育長

新型コロナウイルスの感染拡大防止にかかる臨時休業延長についての
対応について（通知）

このことについて、令和2年2月28日付け丹篠教学第2351号で通知したところですが、県内で感染者が増加していることや近隣市での感染者が発生していることもあり、下記の通り臨時休業を延長します。また、春季休業日の期間についても変更します。

つきましては、学校園において、園児児童生徒および保護者に確実に連絡するとともに、臨時休業中および春季休業期間中の児童生徒の生徒指導、学習指導、保健指導に十分な配慮を願います。

記

1 延長する臨時休業の期間

(1) 市立認定こども園（4・5歳児）・幼稚園

令和2年3月16日（月）から令和2年3月19日（木）の4日間

(2) 市立小学校・中学校・特別支援学校

令和2年3月16日（月）から令和2年3月24日（火）の9日間

2 春季休業日の期間

(1) 市立認定こども園（4・5歳児）・幼稚園

令和2年3月20日（金）から令和2年4月9日（木）

(2) 市立小学校・中学校・特別支援学校

令和2年3月25日（水）から令和2年4月6日（月）

3 休業期間中に行うべきこと

(1) 園児児童生徒の健康状況調べの提出

(2) 学習内容の履修状況の整理と次年度への引継資料の作成

(3) 春季休業にむけての学習指導、生徒指導、保健指導

(4) 教職員の健康管理

4 その他

(1) 臨時休業期間中に、園では1日を限度に登園する日、小中特別支援学校では2日を限度に登校する日を設定してもよい。ただし感染防止対策を十分に取ること。

(2) 今後、大きく状況が変化する場合は、学校園長に連絡します。方法については学校サイボウズおよび校長用教頭用メーリングリストを使用します。

(3) 学校園から保護者へは、学校園ホームページやメール配信システム等を活用願います。



令和2年3月12日

保護者様

丹波篠山市教育長

新型コロナウイルスの感染拡大防止にかかる臨時休業延長について（お知らせ）

保護者のみなさまにおかれましては、このたびの臨時休業措置について格段のご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、3月3日から3月15日までを臨時休業としていましたが、その後、県内で感染者が増加していることや近隣市での感染者が発生していることもあり、下記の通り臨時休業を延長する措置を行います。また、春季休業日の期間についても変更いたします。

つきましては、再度の臨時休業措置となりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 延長する臨時休業の期間

(1) 市立認定こども園（4・5歳児）・幼稚園

令和2年3月16日（月）から令和2年3月19日（水）の4日間

(2) 市立小学校・中学校・特別支援学校

令和2年3月16日（月）から令和2年3月24日（火）の9日間

2 春季休業日の期間

(1) 市立認定こども園（4・5歳児）・幼稚園

令和2年3月20日（金）から令和2年4月9日（木）

(2) 市立小学校・中学校・特別支援学校

令和2年3月25日（水）から令和2年4月6日（月）

3 家庭での過ごし方

(1) 感染リスクを極力減らしながら適切な行動をとってください。

・不要不急の外出をひかえ、手洗い、うがい、咳エチケットなど罹患防止に努めてください。ただし、安全な環境下で行われる日常的な運動（ジョギング、散歩、縄跳びなど）まで否定するものではありません。

・人が多く集まるような場所への外出は、マスク等の着用を心がけてください。

・バランスの良い食事を心がけ、十分な休養を取るようしてください。

(2) 基本的な生活習慣を維持し、生活リズムを崩すことがないようにしてください。

(3) 発熱等の症状が出た場合は、病院で受診してください。その受診結果は、必ず学校園にお知らせください。

（裏面に続く）

4 卒園式・卒業式について

内容を簡素化するなど、感染防止策を十分取った上で下記の通り実施する予定です。

- | | |
|---------------------------|----------|
| (1) 市立認定こども園（4・5歳児）、市立幼稚園 | 3月19日（木） |
| (2) 市立小学校 | 3月23日（月） |
| (3) 市立特別支援学校 | 3月24日（火） |

詳しくは、各学校園からお知らせします。

5 登校（園）する日について

- (1) 市立認定こども園（4・5歳児）・幼稚園は、3月19日（木）の午前中としています。
- (2) 市立小学校・中学校・特別支援学校については、3月23日（月）、24日（火）の午前中としています。

詳しくは、各学校園からお知らせします。

6 その他

- (1) 年度内に学習する内容が残っている場合は、新年度に進級した学年や進学先等で、必要に応じて補充学習などを行います。
- (2) 給食費については年間通じての喫食数を基に精算いたします。
- (3) 新年度の始業式は、小学校・中学校・特別支援学校は4月7日（火）、市立認定こども園・幼稚園は4月10日（金）を予定しています。
- (4) その他必要なことについては、学校園を通じてお知らせいたします。学校園からの一斉メールや学校園ホームページ、市ホームページをご確認ください。
- (5) 幼稚園の預かり保育および小学校の児童クラブの開所等の対応については、臨時休業期間中はこれまでと同様に継続します。また春季休業中は、長期休業期間中と同様の受け入れになる予定です。なお、引き続き感染拡大防止にご協力をお願いします。
- (6) 新型コロナウイルス感染症について不明な点があれば、兵庫県が設置しているコールセンター（相談窓口 078-362-9980 24時間体制）にお問い合わせください。
- (7) このお知らせについては、現時点のものであり、今後の状況により変更する場合があります。